平成27年(2015年)7月17日 子ども・子育て支援審議会資料 こども部こども育成室児童育成課

吹田市留守家庭児童育成室の運営業務委託の計画について

1 経過等

本市では、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、全市立小学校内に留守家庭児童 育成室(以下「育成室」とします。)を設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生児童(1~3年 生)を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図っています。

平成27年4月に始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づき、地域の子育て支援の一層の充実を図るため、本市子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度には4年生まで、平成30年度には5年生まで、平成31年度には6年生までと順次、対象学年を延長していくこととしています。

対象学年を6年生まで延長した場合、入室希望児童は約1.5倍になると見込まれ、指導員も同程度の増員が必要となります。

育成室の運営につきましては、現行の3年生までの事業規模において既に、指導員の人材確保や 育成等に課題が生じており、これ以上の事業拡充は困難な状況にあります。

そのため、対象学年を延長し、さらに希望の多い保育時間の延長等事業の拡充を進めるためには、 育成室の運営方法を見直す必要があります。

子ども・子育て支援事業計画では、放課後児童健全育成事業の提供体制の確保方策として「民間活力の活用を検討します。」としており、指導員の人材確保と事業の質の維持・向上を図りながら年限延長を実現していくため、全36 育成室の3分の1程度の運営を民間事業者へ業務委託していきます。

なお、この4月に開校した小学校に開設した千里丘北育成室の運営については、開設当初から民間事業者へ業務委託しています。

今後、平成31年度に対象学年を6年生に延長するまでに、順次、業務委託を進めていきます。

2 委託に関する考え方

委託にあたっては、育成室運営の確実な履行はもとより、保育の質の確保と向上、民間事業者ならではの利点を活かしたサービスの向上を図ります。

(1) 委託業務の内容

委託する範囲は、育成室の運営のみとし、入室申請の受付や保育料の徴収等は市が行います。 具体的には、児童の保育、学校や保護者との連絡調整等、現育成室で指導員が従事する業務や 付随して生じる日常的な業務全般です。

おやつの提供等については、事業者が行う業務に位置づけます。

また、保育時間については、午後7時までの延長利用ができるようにします。

(2) 事業者の条件

育成室の運営には、責任者から指導員への細かい指示と、緊急時の迅速な対応が必要です。 そこで、児童の保育や教育に実績があり、吹田市内で事業活動を行う、社会福祉法人及び学校 法人であることを事業者の条件とします。

(3) 事業者の選定方法等

公募、プロポーザル方式とします。

保育の継続性が望まれるため、初回の契約期間は3年間とします。

(4) 保護者への説明等

業務委託する育成室の子どもや保護者には事前に説明を行い、委託の前には引継ぎ期間等を設けスムーズに移行できるようにします。

事業者による運営の開始後はアンケートを実施する等、感想等の把握や意見交換を行います。 さらに、市は定期的な巡回・点検の他、事業者との業務連絡を密にし、市と事業者が十分協議 しながら育成室の運営を進めていきます。

3 委託育成室の選定

(1) 委託する箇所数及び時期

6年生まで対象学年を延長した場合の児童数やそのために必要になる指導員数の増加を勘案し、 全36育成室の3分の1にあたる12か所の運営を年次的に委託していきますが、千里丘北育成 室は既に委託しているので、残り11か所の育成室を委託候補に選定します。

対象学年を4年生まで延長する平成29年度までに体制を整備しておく必要があることから、 委託する時期は、平成28年度に5か所程度、平成29年度に6か所程度とします。

(2) 委託候補の選定条件等

ア 必須条件

- (ア) 6年生まで対象学年を延長しても、現在確保している施設で受入れ可能と見込まれること。
- (イ) 6年生まで対象学年の延長後、児童数の増減が少なく運営する学級数が安定していること。 イ 委託にあたり考慮すべき条件
 - (ウ) 校内の立地条件
 - (エ) 数名の待機児が生じる可能性

上記、(ア)・(イ)の両条件を満たす育成室を委託候補に選定します。

また、(ウ)・(エ)の考慮すべき条件を勘案し、より整った育成室から委託を進めます。 (詳細は別紙のとおり) 4 平成27年度中のスケジュール

(1) 子ども・子育て支援審議会 7月17日

(2) 市の政策決定 7月中旬

(3) 保護者への説明 7月中旬~

(4) 9月定例市議会 9月~10月

(5) 事業者公募 11月

(6) 予定事業者決定 12月~平成28年1月

(7) 実地での運営引継業務 3月

(8) 委託事業者による保育開始 4月1日